

生活福祉資金（福祉資金）貸付条件等一覧

平成30年4月1日

資 金 種 類		貸付条件																
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人											
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金																	
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用				据置期間 経過後													
	生業を営むために必要な経費 新規に起業される方が中心となります。 事業の継続のための資金の場合、運転資金は対象となりません。	460万円			20年													
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">技能を習得する期間が</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">6月程度</td> <td style="text-align: center;">130万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1年程度</td> <td style="text-align: center;">220万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2年程度</td> <td style="text-align: center;">400万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3年程度</td> <td style="text-align: center;">580万円</td> </tr> </table>	技能を習得する期間が		6月程度	130万円	1年程度	220万円	2年程度	400万円	3年程度	580万円			8年			
	技能を習得する期間が																	
	6月程度	130万円																
	1年程度	220万円																
	2年程度	400万円																
	3年程度	580万円																
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円				7年												
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円				8年												
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円				8年												
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円				10年	連帯保証人を 立てる場合は 無利子	原則必要										
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">療養期間が1年を超えない ときは170万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円</td> </tr> </table>	療養期間が1年を超えない ときは170万円	1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円			貸付の日（分割 による交付の場 合には最終貸付 日）から6月以内	5年	連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	ただし、連帯保 証人なしでも貸 付可								
療養期間が1年を超えない ときは170万円																		
1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円																		
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">介護サービスを受ける期間 が1年を超えないときは 170万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円</td> </tr> </table>	介護サービスを受ける期間 が1年を超えないときは 170万円	1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円				5年											
介護サービスを受ける期間 が1年を超えないときは 170万円																		
1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円																		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円				7年													
冠婚葬祭に必要な経費	50万円				3年													
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円				3年													
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円				3年													
その他日常生活上一時的に必要な経費 年金の掛金等、冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用等で見積書など当該費用の額が確認できるものが必要となります。	50万円				3年													

資 金 種 類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
緊急小口資金	<p>次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</p> <p>原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件</p> <p>ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき</p> <p>イ 火災等被災によって生活費が必要なとき</p> <p>ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき</p> <p>エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき</p> <p>オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき</p> <p>カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき</p> <p>キ 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき</p> <p>ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき</p> <p>ケ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき</p>	10万円以内		貸付の日から 2月以内	12月以内	無利子	不要